大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金交付要項

大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(以下「HPVワクチン」といいます。)の接種に要した費用の全部又は一部を助成することにより、助成対象者及びその家族の経済的負担を軽減し、子宮頸がんの予防を図ることを目的とします。

2 内容

助成対象者

- 1 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に 生まれた女子であって、次のいずれにも該当する者とし ます。ただし、本助成金と同種のものであると認める措 置による費用の助成を本町以外の市区町村から受けた者 を除きます。
 - (1) 令和4年4月1日時点で、住民基本台帳法の規定に 基づき本町の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していない者
 - (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価H PVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任 意接種を受け、実費を負担した者
 - (4) 助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいいます。)を受けていない者

	T
	2 上記1にかかわらず、町長は、特に必要と認めたもの
	に対して助成金を交付することができる。
助成対象経費	助成対象者が受けたHPVワクチンの任意接種に係る費
	用について助成します。
交付金額	1 助成対象経費(最大3回接種分まで)に相当する額の
	助成を行います。
	2 交付金額は接種を行った医療機関に対し支払った接種
	費用とし、接種費用に含まれないもの(接種に要した交
	通費、宿泊費、予防接種済証等の書類の発行に要した文
	書料等)は対象としません。
	3 上記1及び2にかかわらず、助成金の交付を受けよう
	とする者が「交付申請の方法、時期等」の1に掲げる書
	類を提出しない場合には、交付金額は、本助成金の申請
	を行った日の属する年度における、本町が定めるヒトパ
	ピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る基準単価
	から事務費等を除いた額とします。

3 交付手続

交付申請の方法、時期 等 助成金の交付を受けようとする者は、大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて申請してください。ただし、助成金の交付を受けようとする者が2に掲げる書類等を添付することができない場合には、大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金交付申請用証明書(様式第2号)の提出をもって当該書類等に代えることができます。

- 1 医療機関が発行する予防接種費用の領収書等、助成対象者が助成対象経費を支払った事実、その額及び接種回数が証明できる書類
- 2 助成対象者の接種記録が確認できる母子健康手 帳、予防接種済証、接種済みの記載がある予診票等 の写し

	※ 交付申請をすることができる者は、助成対象者又
	はその保護者とします。
助成金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、助成金の交付を
	決定したときは大泉町ヒトパピローマウイルス感染症
	予防接種費用交付決定通知書(様式第3号)により、助
	成金の不交付を決定したときは大泉町ヒトパピローマ
	ウイルス感染症予防接種費用不交付決定通知書(様式第
	4号)により、申請者に通知します。
助成金の返還等	偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を
	受けた者があるときは、助成金の交付決定を取り消し
	ます。
	また、既に助成金を交付しているときは、その全部
	若しくは一部の返還を求めるものとします。
譲渡又は担保の禁止	助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保
	に供してはなりません。
関係機関との連携等	本助成金の交付決定のための調査又は過去に決定し
	た本助成金と同種のものであると認める措置による費
	用の助成に係る調査のために特に必要と認めるとき
	は、大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費
	用助成金交付申請書で取得している同意の範囲内で、
	官公署その他の関係機関に対し、必要な書類の提供を
	求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができ
	ます。

4 各種様式

申請書等の様式	1 大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費
	用助成金交付申請書(様式第1号)
	2 大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費
	用助成金交付申請用証明書(様式第2号)
	3 大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費
	用助成金交付決定通知書(様式第3号)

4	大泉町ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費
月	引助成金不交付決定通知書(様式第4号)

5 事業期間

期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
---------------------------	--

6 担当部署

大泉町健康づくり課 電話 0276(62)2121
